

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門部会	協定項目分類	
	中項目			方針	調整内容					
	小項目		方針							調整内容
	細項目									
1	08 建設	統合 (一本化)	調整内容 1 他の収納業務との総合的な調整が必要であるが、新市においては釧路市で行っている委託方式をベースに、収納業務の効率化及び収納経費の節減を図る。	同左	同左			建設	25-18	
	04 公営住宅の状況			合併時	同左					
	01 市町村営住宅									
	03 収納									
2	09 都市計画	統合 (一本化)	調整内容 1 字名地番の改正に伴う登記・住所、所在の変更手続き作業・周知期間が必要である。 2 字名・地名への対応 (1) 共通…大字、字を廃止する。 (2) 釧路市… 市現行のとおり (3) 釧路町… 市別保1丁目1番地のように釧路町の名称は残さない。 (4) 阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町…基本的に旧町名を残すが、必要に応じて調整できるものとする。 <事例> 市阿寒中央町、市阿寒湖温泉 市鶴居市街西通り、市上幌呂 市白糠西1条北1丁目、市庶路 市音別朝日1丁目 3 釧路市と釧路町の間にある同一呼び名の対応 釧路市北斗、釧路町北都については、合併後更に検討する。	同左	同左	全文修正	釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、調整内容の表現を精査	総務	21	
	01 まちづくりの状況			合併時	同左					1 新市の「字の名称」・「町の区域の名称」の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 「字」の表示を廃止する。 <事例> 音別町字直別 釧路市音別町直別 (2) 釧路市は、現行どおりとする。 (3) 阿寒町・白糠町及び音別町は、次の方法により、旧町名を町の区域の名称の一部として残すことを原則とする。ただし、旧町名の表記をあえて必要としないなど検討が必要な場合は、各自治体において別途調整するものとする。 阿寒町・音別町においては、「町」の表示を行うものとする。 <事例> 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目 釧路市音別町朝日1丁目 白糠町においては、「町」の表示を行わないものとする。 <事例> 釧路市白糠西1条南1丁目 釧路市西庶路西1条北1丁目
	08 町名・住居表示	同左			2 地域自治区等の設置により住居表示に関する特例の適用がある場合においては、従来の「字の名称」又は「町の区域の名称」を使用することを原則とする。ただし、「字」の表示は廃止するものとする。 <事例> 釧路市阿寒町中央2丁目 釧路市白糠西庶路西1条北1丁目 釧路市音別町字(廃止)直別					
	01 字名・町名	同左								
		同左								